

平成26年度

第3回東京都食品安全審議会検討部会

日時：平成26年9月11日（木）午後2時01分～
場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

午後 2 時 0 1 分開会

【田崎食品監視課長】 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 3 回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、着座させていただきます。

それでは、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。本部会は審議会の規則第 6 条によりまして、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになっております。ただいま出席されていらっしゃる委員は 7 名でございます。過半数を満たしております、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。今日は全員出席とお伺いしており、あと 2 名の方は遅れているものと思っております。

また、事務局職員につきましては、お手元の名簿を参考にしていただければと思います。今、庁内放送がございましたとおり、既に議会の委員会等が始まっておりまして、部長の仁科につきましては厚生委員会が終わり次第、参加させていただくことになると思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の司会進行を大屋部会長に審議の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【大屋部会長】 議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 それでは、本日の資料でございます。まず、お手元に議事次第、次のページに名簿と座席表、それから審議会の関係の条例をそれぞれ 1 枚紙で配らせていただいております。次に、お手元に資料 1 から 4 まで、また机上資料としまして、推進計画の冊子をお配りしております。

資料につきましては、以上でございます。

【大屋部会長】 資料について、不足されている方はございますか。

(「なし」の声あり)

【大屋部会長】 ないようでしたら、ただいまから議事に入らせていただきます。

8 月 1 日に開催されました第 1 回食品安全審議会におきまして、本検討部会で取りまとめました中間まとめ案について報告し、審議会委員の方々からご意見を頂戴いたしました。また、その後、パブリックコメントを実施いたしまして、広く都民の皆さんからもご意見をいただいております。

本日は、審議会でご頂戴した意見及びパブリックコメントの実施結果について確認をいただいた後に、検討部会として取りまとめる答申案について、ご審議いただく予定になっております。

それでは、資料 1 から資料 4 について、事務局から説明をお願いいたします。

【高橋食品安全担当係長】 食品監視課食品安全担当係長の高橋と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から資料 1 から資料 4 まで、本日の資料をまとめてご説明させていた

できます。

まず、資料1をごらんください。A4版の横のつづりになっている資料でございますけれども、こちらの資料1は、8月1日に開催いたしました平成26年度第1回食品安全審議会で、委員の方からの主な質問や意見、その意見に対する対応を整理した資料となっております。

対応の欄には、答申の案を修正したり追記した場合は、その旨を記載しております。具体的な修正箇所は、資料3で後ほどまとめてご説明させていただきます。また、修正など行っていないものにつきましては、ご意見、ご質問に対しまして、審議会でも事務局からご説明しました考え方、それから方向性といったものを記載してあります。

資料の記載の並びとしまして、施策の順番に合わせて、全部で11の項目に分けてございます。まず1ページの1番でございますけれども、一つ目のご質問ということで、「東京都エコ農産物認証制度の推進」についてでございます。まず、GAPというものがベンチマークに入っているのか。それから、GAPと別の制度なのかといったご質問です。対応としましては、GAPと東京都エコ農産物認証制度は別の制度であるということと、GAPについては、東京都では、GAP手法導入指針を農業者が農業生産の工程管理を行うための一つの道具として、策定したものであるということと、エコ農産物認証制度はエコファーマー認定制度、それと東京都特別栽培農産物認証制度、この二つの制度を統合したものでありまして、環境保全型農業を推進している農業者が生産した農産物について、消費者にわかりやすくPRしていくという旨を説明しております。

二つ目のご意見は、「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」についてです。国際規格としまして、HACCP、ISO、FSSCなどがありますが、それぞれの規格と食品衛生自主管理認証制度、この制度との整理をしていただきたいというご意見です。対応としましては、食品衛生自主管理認証制度は、HACCPの前段となります、一般的衛生管理の取り組み状況について評価する都独自の制度であるということでございます。また、ISO22000ですとかFSSC22000といったものは、HACCPをベースにしまして、マネジメントシステムに関する事項などを加えた規格となるといったことを説明しております。これらの制度につきましては、次期推進計画の中の参考資料という形で整理したいと考えております。

続いて、2ページ目でございます。三つ目のご意見でございますけれども、「国際基準であるHACCP導入支援」についてです。三つのご意見に分けてございます。一つ目が、HACCP導入支援はしっかりと確保できるのかどうかというもの。二つ目が消費者への理解の推進も進めていただきたいというもの。三つ目がHACCPだけでなく、そのほかにも国際基準があるということに記載したほうがよいのではないかというご質問でございます。HACCPにつきましては、やはり消費者への理解を深める、進めるということが事業者による導入の動機づけになると考えられます。ですので、引き続きホームページ等を通じまして、HACCPの仕組みなど、わかりやすく提供していくということを考えております。また、自主管理認証制度の際にもご説明しましたが、HACCPをベースとしましたマネジメントシステム、こういった規格につきましては、次期推進計画の中で参考資料として整理したいと考えて

おります。

四つ目のご意見は、「事業者に対する講習会等の開催」に関するものです。日本と外国の食品衛生関連の法規内容が異なるために食品衛生法違反が起こった具体的な事例を講習会などで提示していただきたいというものです。対応としましては、輸入食品関係事業者講習会、これは重点施策にも記載しておりますけれども、毎年度実施している講習会となっております。この講習会の中で、違反事例として、このご意見にもあったような法規制が異なるために違反となった事例なども取り上げておりますので、次期計画でも引き続き実施していく旨を説明しております。

五つ目のご意見です。「畜産物等の安全対策」に関するものとなりまして、ジビエなど、これから流行する可能性のある食品についても、対応策も記載する必要があるのではないかとのご意見です。野生鳥獣肉（ジビエ）の衛生管理につきましては、現在、国で検討が行われているといった状況でございます。そのために、このような規制の動向を踏まえ、適切に対応していくということを説明しております。なお、現在、国の検討会では、この野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインを作成することが検討されておりますので、ガイドラインができましたら、それを踏まえた事業者に対する指導などを行っていくことにならうかと考えております。

続きまして、3ページ目になります。六つ目のご意見ですけれども、「輸入食品対策」に関することで、三つに分けて記載しております。一つ目が、輸入事業者の自主的な衛生管理の推進に力を入れていただきたいというもので、具体的には、現地工場での管理方法についても事業者に指導していただきたいというものです。二つ目、三つ目は、放射線照射食品の対応についてでございます。このようなものも記載していただきたいというご意見でございます。

対応としましては、輸入食品対策については、まずは国による水際対策、これが一義的になりますけれども、東京都においては、税関を通過した後、また、都内の流通の後、監視指導や輸入事業者による自主的な衛生管理の推進を実施していくことが重要としております。放射線照射食品についてでございますけれども、照射の有無については、検査を実施していても、最終的には輸入事業者の確認が必要となるということから、効果的、効率的な監視を行うために、輸入事業者に対しまして、検査に限らず、照射の有無を含めた自主管理の確認を行うと、こういったことが重要になると考えております。このため、輸入食品対策を引き続き行うということで、自主的な衛生管理の推進を初めとした監視指導を徹底していくという旨を説明しております。

七つ目のご意見は、「健康食品」対策に関するものでございます。二つの意見に分けておりますけれども、一つ目が、子どものサプリメントの安全性や表示について調査や対策を講じて、広く情報提供を行っていただきたいというものです。二つ目が、重点施策の具体的な事項に、違反食品の対応としまして、速やかな違反品の回収といったものも加えていただきたいというものです。対応でございますけれども、健康食品につきましては、試買調査を行っておりますが、これは市場流通の状況ですとか違反の状況、こういったものを勘案して行っています。また、その調査結果の公表も行ってございますし、監視指導も引き続き実施していくという旨を説明しております。また、違反の対応についてですけれども、違反食品の販売禁止等の措置を行う必要があ

ということから、その旨は既に基本施策のほうに記載してありますし、安全に利用するための注意事項、こういった都民への普及啓発も引き続き実施していくという旨、説明しております。

八つ目のご意見は、「食品安全に関する健康危機管理体制の整備」に関するものです。食品防御といった観点から、危機管理体制の充実をさらに進める旨を追記していただきたいと。行政だけの連携だけでなく、各事業者が緊急対応マニュアルを本当に持っているのかどうかといった点検をしていただきたいというご意見でございます。対応としましては、基本施策のナンバー21に広域流通食品に対する監視といった施策がございますけれども、この概要に、危機管理マニュアルの作成など、事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行うといった旨を追記しました。

これは食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針を国がガイドラインで示しておりますが、この管理運営基準というものは、事業者が守る食品の取り扱いですとか衛生管理に関するソフト面の基準となっております、冷凍食品への意図的な異物の混入の事案を受けまして、今まさに国でこのガイドラインの改正を行うといった動きがございます。ちょうど8月29日からですけれども、改正案について国でパブリックコメントをとっているという状況でございます。そのパブリックコメントの改正案を見てみますと、消費者などから食品の味ですとか、においがおかしいですとか、異物が混入しているといった苦情を事業者が受けた場合、それが健康被害につながるおそれが否定できない場合は、保健所へ速やかに報告するといったような一文が追加されることになっております。今後、パブリックコメントが終わりましたら、国から自治体にガイドラインが通知されることとなりますけれども、東京都でも、このガイドラインを踏まえまして、今後、関係条例を改正することを検討していくということになるかと思っております。

条例が改正されますと、事業者としましては、今申し上げました苦情を受けた場合、保健所などへの報告といったものが義務づけられますので、その報告の体制などの危機管理、これは意図的な異物混入に限らず、食中毒の発生が疑われる場合だとか、そういったものを含まれるものになりますけれども、この体制の状況の確認を行う必要があるということがございますので、基本施策に追記しております。

4ページ目でございます。九つ目のご意見といたしまして、「総合的な食物アレルギー対策の推進」に関することとなります。二つのご意見に分けておりますけれども、一つ目は、外食等におけるアレルギーの情報提供のあり方、こういったものについて、国に一步先んじて消費者が質問したときに、事業者がきちんと答えられると、そういう情報提供できるといった体制を整えることが重要であるという文言を追記していただきたいというものです。二つ目は、重点施策の具体的な事項にアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成、ここに緊急時対応についても記載する必要があるのではないかとといったご意見です。対応としましては、アレルギー表示につきましては、外食等も含めまして、国でまさに今、規制の検討が行われている状況でございます。まずは、このような規制の動向を踏まえ、適切に対応していくという必要がありますので、その旨を本文に追記しております。また、人材育成の具体的事項の中でも、緊急時対応といったものを追記しております。

10番目、11番目のご意見は、その他ということ、全体に関するということと分けております。まず10番目のご質問ですけれども、食品の放射性物質検査につきまして、基準値超過がほとんどなくなったけれども、これは基準値が変わったためなのかといったご質問です。対応としましては、暫定規制値ですとか基準値について説明しております。原子力発電所事故の発生直後は、暫定的に一般食品で1キログラム当たり500ベクレルと設定されておりましたが、平成24年4月以降は、100ベクレルに設定されまして、その後、改定はされていないということを説明しております。

最後の11番目のご質問ですけれども、ご意見としまして、食品衛生関連の法規内容、これが日本と異なる国の考え方ですとか、コーデックスなどの国際機関が定めている基準の背景についてもしっかり捉えていただきたいというご意見です。対応としましては、基本施策のナンバー14に、「海外情報や学術情報の収集」という施策がございます。この施策におきまして、引き続き海外情報、こういった安全に関する最新の情報を収集していくと、おおむねそういう旨を説明しております。

資料1は以上でございます。

続いて、資料2をごらんください。こちらもA4版の横につづったものとなっております。8月5日から20日までですけれども、答申案の中間まとめに対しまして、パブリックコメントをとっております。これに寄せられたご意見とご意見に対する考え方をまとめた資料となっております。

意見の送付者数は3名でございまして、内訳としましては、消費者団体が1、生活協同組合等が2となっております。いただいたご意見は、中間まとめのページに沿って、全部で18の意見にまとめております。また、一番右の列に、ご意見に対する考え方（案）とありますけれども、こちらにつきましては、パブリックコメントに対する審議会としての考え方と位置づけとなっておりますので、案としております。また、このパブリックコメントを踏まえて、本文を修正や追記した箇所はその旨、修正していないものについては考え方というのをご説明するといった形式になっております。修正した箇所につきましては、資料1と合わせまして、資料3のところでご説明させていただきます。この考え方につきましては、本日のご審議でご検討いただいて、その結果を踏まえて、10月の審議会の答申案とともに報告する形となります。

それでは、1ページ目の第1章、「推進計画改定に当たっての考え方」の箇所になりますけれども、まず1番目のご意見ということで、施策の柱2にあります「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」に関することです。ご意見としまして、違反事業者への指導や行政措置が十分とられているかどうか都民に伝わっていない。広報の工夫もさらに必要だが、他部署との連携も含めて、指導や行政措置を強化していくと、こういう取り組みが必要なので、違反事業者への指導や行政措置の強化をすべきというものです。考え方としましては、事業者に対する行政措置の前提としまして、やはり監視指導を行っていくという必要がございます。施策の柱2では、広域流通食品ですとか輸入食品、健康食品などに対する監視指導の施策を体系化しております。ですので、これらの取り組みを通じまして、関係各局が連携し、違反事業者への指導等を適切に行っていくことを明らかにしているということをご説明しております。

2 ページ目でございますけれども、こちらから第2章ということで、「食品の安全確保のための施策」、具体的な施策に関するご意見でございます。

二つ目のご意見では、施策の体系化に関することございまして、第1章第2節では、三つの柱のそれぞれで課題と対応といったものを整理しておりますが、対応と整理された事項がそのまま重点施策となっているのかどうかよくわからないということで、関係を明確にすべきというご意見です。対応としましては、ご意見を踏まえまして、内容を修正しております。具体的には、重点施策を説明する箇所で、第1章第2節の食品の安全に係る課題と対応の方向性を踏まえつつ、重点施策の選定の視点に基づき、基本施策から選定した旨ということで、表現を修正しております。

三つ目のご意見でございます。「東京都エコ農産物認証制度の推進」に関するご意見です。現行計画で推進課題とされているGAP、これと認証制度との関係がわかりづらくなっているために、わかりやすい説明をすべきであるというものです。考え方としまして、GAPについては、農業者が農業生産の工程管理を行うための手法であるということと、東京都エコ農産物認証制度はエコファーマー認定制度と東京都特別栽培農産物認証制度、この二つの制度を統合したものであるということの説明をしています。また、推進計画の改定に当たっては、より安全・安心な農産物の生産を進める新しい制度であります東京都エコ農産物認証制度を推進するために、この施策を重点施策としたという説明と、また、GAPの考え方は、都においても、今後も農業改良の普及の指導に当たりまして、活用していくべきであるということに記載しております。

四つ目は、「国際基準であるHACCP導入支援」に関することになります。HACCPの誤解のない説明ですとか導入の応援にもなる消費者への理解推進が必要であるということから、新たなHACCP導入型基準の規定など、市場ニーズなどとの関係や導入の必要性について、わかりやすい説明と消費者への理解推進に取り組むべきというご意見です。考え方としまして、消費者への理解を進めることが事業者によるHACCP導入の動機づけになると考えられますので、導入支援の一環としまして、引き続きホームページ等を通じ、HACCPの仕組みなどをわかりやすく提供していくべきと考える旨、説明しております。

3 ページ目でございます。五つ目のご意見は、基本施策のナンバー6、「卸売市場内の安全・品質管理者の活用」とナンバー29の「卸売市場内における危機管理対応」、この二つが挙げられておりますけれども、内容は、豊洲市場への移転に関するものとなっております。推進計画期間中に、豊洲新市場の開場が見込まれる中で、新市場予定地では、ガス工場による土壌や地下水の汚染が確認されているために、基本施策ナンバー6、ナンバー29の施策を行う前提としまして、新市場の建設中はもとより、開場後も継続的な検査と情報提供をすることを要望するというものです。このご意見は、どちらかというところ、審議会というよりは東京都に対するご要望と考えられますけれども、考え方としまして、卸売市場が食品の流通拠点であるといった特性を踏まえまして、基本施策ナンバー21、それからナンバー6、ナンバー29といった、それぞれの施策、これらを引き続き推進していくべきと考える旨を説明しております。また、豊洲新市場予定地における土壌汚染対策については、ご意見にもありますとおり、これら基本施策実施の前提としまして、都が適切に対処していくべき問題と考えると

しております。

なお、豊洲市場の移転につきましては、これまで審議会や検討部会で取り上げられることがありませんでしたので、現状などにつきまして、事務局の中央卸売市場の井上業務課長から補足してご説明させていただきます。

【井上中央卸売市場業務課長】 中央市場卸売業務課長の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ご意見として、豊洲新市場の土壌汚染対策についてのお話が出ていますので、簡単になりますけれども、状況等について、若干ご説明させていただければと思います。

豊洲の新市場予定地の土壌汚染対策につきましては、有識者をメンバーとする専門家会議、それから技術会議、これらの提言に基づいて実施されております。その対策内容というのは、東京ガスの操業に由来する汚染土壌の掘削除去、それから地下水の浄化、それと地震発生時の地盤の液状化対策、このほかに市場の開場後の地下水の水位・水質の監視、これらも含めまして、総合的な対策としております。この対策につきましては、東京都では、ホームページの公表を含めて、さまざまな機会を捉えまして、市場関係者の皆様や都民の皆様に情報提供、あるいは説明を行って、理解を得られるよう努めてきているところでございます。

また、地下水のモニタリングを含む地下水管理の検討につきましては、現在、都と市場業者、それから学識経験者、消費者の皆様などからなる土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会、こういう協議会を持っているんですが、ここで情報提供ですとか意見交換を行っております。こういったことで、今後も、引き続きまして、情報提供を行い、安全・安心について、市場関係者あるいは都民の皆様の理解が得られるように努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

【高橋食品安全担当係長】 それでは、引き続きまして、資料2のご説明をさせていただきます。

3ページ目の六つ目のご意見でございますけれども、「食中毒の発生動向及び原因調査」に関するものでして、食中毒の発生状況としまして、ノロウイルスによる食中毒が原因の1位を占めているために、食品事業者や施設等の衛生管理、従事者の健康管理など、ノロウイルスを初めとしました食中毒を未然に防ぐための施策が必要であるというご意見でございます。考え方としましては、ご意見のとおり、中間まとめでもノロウイルスの食中毒対策は課題として捉えておりまして、ノロウイルスを初めとした食中毒、こういったものを未然に防ぐためには、事業者による自主的衛生管理を一層推進していくことが必要としています。このために、基本施策ナンバー2の「国際規格と整合させた自主管理認証制度の推進」ですとかナンバー3の「国際基準であるHACCP導入支援」を重点施策としたという旨、説明しております。

4ページ目でございます。七つ目のご意見としまして、広域流通食品に対する監視に関するものです。ご意見として、昨年発生したアクリフーズの農薬混入事件等に関しまして、緊急対応マニュアルの整備、事業者の協力も含めた総合的な連携強化が必要であるということと、また、アクリフーズでの第三者検証委員会によります社会への提言にあるように、包装ですとか味、においに異常を感じた食品は食べないといっ

たような消費者への啓発も重要であるというものです。

対応としましては、まず、食品への意図的な異物混入対策は、衛生管理対策のみでは十分に防止することが困難な側面があるということですが、事業者が自主的衛生管理に取り組むといったことは、こういった異物混入対策の基礎にもなるということを示しております。これは中間まとめでも整理した内容として、記載してあります。このために、基本施策ナンバー２、それからナンバー３の施策を重点施策としたということと、ナンバー２１の「広域流通食品に対する監視」、この中に危機管理マニュアルの作成など、事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う旨を追記したということを示しております。また、情報提供につきましては、緊急時には、迅速で正確な情報提供が必要であることから、基本施策ナンバー２８の「食品安全に関する健康危機管理体制の整備」を重点施策としておりますし、ナンバー３０の「食品の安全に関する普及啓発、情報提供」におきまして、食品の安全や安全対策に関する情報を都民へわかりやすく提供していくべきと考えたとしております。

５ページ目でございます。ここでは、八つ目と九つ目のご意見をまとめておりますが、「輸入食品対策」に関することとなります。上に書いてございます八つ目のご意見では、放射線照射食品、この検査法がございしますが、確実な検知法が確立されていないために、この放射線照射の検知法について研究と開発を要望するというものです。九つ目は、許可されていない遺伝子組み換え食品、放射線照射食品、こういった違反食品の流通を未然に防げる対応ということと、事業者への自主管理の推進を強めるべきというご意見です。

考え方としては、一つにまとめて記載してあります。

まず、輸入食品対策については、国による水際対策が一義的になりますけれども、東京都においては、通関・都内流通後の監視指導、輸入事業者による自主的衛生管理の推進を実施していくことが重要となるということが挙げられます。また、食品への放射線の照射の有無、これは検査を実施したとしても、最終的には、輸入事業者の確認が必要となるということから、効果的、効率的な監視を行うために、輸入事業者に対して、検査に限らず、照射の有無を含めた自主管理の確認を行うことが重要となるということです。このため、輸入食品対策を重点施策としまして、自主的衛生管理の推進を初めとした監視指導を徹底していくべきと考えたい旨、考え方としております。

６ページ目でございます。１０番目、１１番目のご意見ですが、これも、「健康食品」対策に関するものになります。１０番目ですが、食品は子どもから高齢者、アレルギー体質の人など、全ての人を対象となるということから、消費者への知識の啓発と合わせまして、事業者への監視強化を望むというものです。１１番目は、新たな機能性表示制度への適切な対応につきまして、安全性の確認ですとか担保等への監視を強めるといったものと、子どものサプリメントの利用実態、この調査・研究を進めて、監視や啓発に活かすべきというものです。考え方としましては、「健康食品」については、市場流通の状況、違反状況を勘案して、試買調査・監視指導を行っているということが重要であるということと、違反食品に対しては、販売禁止等の措置を行う必要がある旨を基本施策に記載しておるとのこと。さらに、安全に利用するため

の注意事項などについては、都民への普及啓発を引き続き実施していくと、こういうことから、「健康食品」対策を重点施策としたことを説明しております。また、新たな機能性表示制度については、現在、国で検討が行われていることから、このような国全体の規制を踏まえて、適切に対応していくべきと考えることを考え方としております。

12番目のご意見は、「法令・条例に基づく適正表示の指導」に関するものです。偽装表示を行うような業者がないように、監視体制の強化とともに、東京都独自で罰則ルールをつくることを要望するというものです。このご意見も、東京都に対するご要望といったようなものになるのかなと考えておりますけれども、考え方としましては、適正表示を重点施策として設定した理由を挙げております。食品表示につきましても、都民へ正しく情報を提供するという重要な役割があるということと、食品表示法の施行など、制度改正を踏まえて、相談・監視体制を整備して、適正表示を推進していく必要があるため、重点施策としたという説明をしております。

13番目のご意見です。「食品安全に関する健康危機管理体制の整備」に関するものでして、内容は七つ目のご意見とほぼ同じ内容になっております。食品テロへの対応を含めて、危機管理体制の充実を求めるということで、緊急時対応マニュアルの整備ですとか公的機関の連携にとどめず、事業者の協力も視野に入れた総合的な連携強化を進めるべきというものでございます。このため、回答内容につきましても、七つ目と同じ内容となっております。

続いて、7ページ目でございます。14番目のご意見です。「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」に関するものです。ご意見としまして、リスクコミュニケーションの意義ですとか役割を踏まえれば、その形態には工夫が必要となってくる。さまざまな場合や機会を通じて、丁寧に展開・推進していくために、小規模なリスクコミュニケーションも推進すべきというもの、あとは、重点施策のところ、体験型セミナーといったものが唐突に出てくるので、この説明が必要ではないかというご意見でございます。考え方としましては、ご意見のとおり、リスクコミュニケーションはさまざまな機会を通じて推進していく必要がございます。そのために、その旨を追記いたしました。また、体験型セミナーにつきましても、正しく理解する取り組みの例示といった位置づけで、重点施策10の説明に追記しております。

15番目、16番目は、「総合的な食物アレルギー対策の推進」に関するものです。15番目につきましては、アレルギー表示はわかりやすい一括表示ですとか表示拡大を行うといったような必要があるということから、原材料とは別に欄を設けて、有無の表示をするといったようなことですか、現行の推奨品目も表示を義務化するといったことを要望するといったような内容です。16番目につきましては、外食でのアレルギー表示についての明記ですとか具体的な事項に適正な表示の確認・監視を加えるべきというご意見です。考え方につきましては、食品のアレルギー表示については、外食等における情報提供のあり方も含めまして、国で検討が行われておりますので、このような動向を踏まえて、適切に対応していく旨と、また、アレルギー表示の監視指導の充実についても追記したといったことを説明しております。

最後の8ページ目でございます。17番目は、基本施策ナンバー34の「食品の安

全に関する食育の推進」と35の「都民の自主的な学習に対する支援」に対するご意見ということですが、内容としましては、食育に関するものとなっております。昨年12月に、和食がユネスコの無形文化遺産として登録されたので、東京都においても、食育のイベントですとか食育の普及に向けて、これまで以上に力を注ぐことを要望するという内容でございます。考え方としましては、ご意見のとおり、都において、食育のさらなる充実に向け、検討していくべきと考えるとしております。具体的に申し上げますと、食品安全推進計画の施策では、食品の安全に関する食育の推進というものが基本施策になっておりますが、東京都全庁的に見ますと、東京都食育推進計画といった計画を定めておまして、全庁的に食育に関する施策を推進しております。このため、このいただいたご意見につきましては、食育推進計画におきまして、さらなる充実を検討していきたいと考えております。

最後に、18番目のご意見でございますけれども、推進計画の見直しに関することになります。ご意見としまして、今回の推進計画は期間が6年間と長くなりますので、その間の国内外の状況変化が大きくなる可能性もあるために、推進計画の進捗状況を広く都民に公表すると。この中間時期に公表と合わせて、都民から意見募集するなどの手だても講じて、見直しを積極的に検討すべきであるというご意見です。考え方としましては、中間まとめでも記載されておりますけれども、推進計画の改定時点では、十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在した場合ですとか、変化が想定を越えて大きい場合は、必要に応じて、推進計画の見直しを検討していくべきと考えているということと、中間時期に進捗状況を広く都民に公表することといったことも明記しておりますし、また、審議会において、進捗状況を確認しながら、見直しの必要性についても検討していくべきと考えるという回答としております。

以上が、資料2の説明となります。

続いて、資料3でございます。こちらはA4の縦のつづったものになっておりますけれども、ただいまの資料1、資料2でお示ししましたご意見を踏まえて、修正箇所を抜粋したものとなっております。また、内容につきましては、一部、事務局のほうで修正したところもございますので、あわせてご説明させていただきます。

まず1ページ目ですが、はじめにの箇所、ここでは、中間まとめでは、中間まとめとして取りまとめたという内容でございますので、5段落の「また」以降になりますけれども、最終答申に当たりまして、パブリックコメントを参考にしたということと、さらに検討を重ねて、推進計画の改定について取りまとめたので、答申するといった修正を行っております。

めくっていただきますと、7ページ目でございます。食品の安全に係る課題と対応を施策の柱ごとに整理した箇所となっておりますが、施策の柱3では、食品安全情報の世界への発信ですとか、リスクコミュニケーション、食物アレルギー対策について記載してございます。二つ目の対応でございますけれども、都民、事業者及び行政がさまざまな機会を通じてということで、パブリックコメントのご意見を踏まえて、さまざまな機会を通じて行っていく旨を追記しております。また、3点目に、食物アレルギー対策につきまして、総合的に対策を進めていくということで、「総合的に」という文言を、こちらは事務局で、より明確にするために追記させていただきました。

続いて、次のページ、12ページ目になります。ここでは、基本施策のナンバー13、「ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査」につきまして、事務局で修正をしております。施策の概要に丸で三つ具体的な内容が書いてありますけれども、その3点目、「環境中のダイオキシン類等モニタリング調査」を「トータルダイエットスタディによる食事由来の化学物質等摂取量推計調査」と修正しております。これは、大気などのダイオキシン類の環境中モニタリング調査は継続して実態調査という中で行っていますけれども、食品に関する取り組みをより具体的に表現するため、修正させていただいています。なお、摂取量の推計調査ですけれども、残留農薬ですとか重金属、こういったものを対象にしまして、毎年、実施しております。その結果も公表しております。25年度に行った結果につきましては、耐容1日摂取量、こういったものを下回っているということを公表しております。

次に、ページが13ページ目になります。ここでは、一番最後の行のナンバー21、「広域流通食品に対する監視」です。一番最後のところに、審議会でのご意見、それからパブリックコメントを踏まえまして、「危機管理マニュアルの作成など、事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う」と追記しております。

次のページでございます。16ページとなっております。ここでは、上から3行目、3-1の説明文を「食品の安全に関するリスクコミュニケーションや食品安全情報の発信、食物アレルギー対策を推進する施策」と修正しております。ここでは、前回、中間まとめでは、表示の指導のことが誤って記載されておりましたので、修正いたしました。ナンバー30から33の施策を1文であらわした内容となっております。また、33、「食物アレルギー対策」のところでございますけれども、この概要の下から2番目のところで、「研修を行うこと」というのを「研修を行うなど」と文言を修正しております。これは研修といったものをあくまでも例示という形で取り上げたほうが適切なため、事務局で文言を修正しております。

次、めくっていただきまして、20ページでございます。ここでは、「重点施策の選定の考え方」につきまして、課題と対応との整理や関係がよくわからないということでもございましたので、2段落目「同時に」以降のところを少し丁寧に説明いたしました。まず、食品安全を取り巻く課題に迅速・的確に対応するためには、重点的に取り組む施策もあるということで、こうした施策については、第1章第2節の食品安全に係る課題と対応の方向性を踏まえつつ、重点施策の選定の視点、下に三つ書いてございますが、この視点に基づき選定しておりますので、課題と対応の方向性を踏まえつつ選定しているということを明確に書いております。

次のページでございます。25ページでございますが、ここは下から3番目、リスクコミュニケーションのところですか。先ほども申し上げましたとおり、さまざまな機会を通じて行っていくということを明確にするために、下から3行目に「様々な機会を通じ」という文言を追記しております。

26ページ、最後のページでございます。上から1行目、2行目ですけれども、体験型セミナー、これをリスクが正しく理解できる取り組みの例示ということで、ホームページや普及啓発資材と並べて記載しました。そのために、具体的な事項で、三つ目に体験型セミナーの開催を挙げているというつなぎとなっております。重点施策1

1の「総合的な食物アレルギー対策の推進」でございますが、3段落目以降、国での外食等における情報提供のあり方、こういった動向を踏まえて、適切に対応していく必要があるといったことを追記しております。さらに、具体的な事項で、二つ目、アレルギー表示に対する監視指導、それから三つ目の人材育成の際の緊急時対応、こういったものも追記しました。

資料4につきましては、今、申し上げました修正箇所を反映した本文となっております。10月の審議会の当日の中では、この本文と、それから本文の次に参考資料としまして、専門用語の語句説明ですとか審議会の経緯、それから資料2のパブリックコメントですとか、そういったものを参考資料という形でお載せしまして、10月の審議会で報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ただいま資料1から4まで、まとめて説明いただきました。それぞれの資料が相互に関連し、また、本文修正のもとになっているということから、大変膨大な資料を一遍に説明いただきました。これから皆さんにご審議いただきたいと思いますと思いますが、資料1から4、どこからでも結構です。もし、資料の内容についての質問でしたら、できればその箇所を指摘していただいた上で発言いただければ、ありがたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、発言のある方、よろしくお願いいたします。

【小島委員】 資料4の7ページを見ていただきたいんですけど。「様々な機会を通じて」というところです。ささいなことかもしれませんが、「様々な機会を通じて、一堂に会して行う情報や意見交換の場を一層充実させていく」という意味は、要するに、一堂に会して行う大規模な情報交換だけではなくて、小規模なリスクミが必要だという意味ですよね。一堂に会して行うという意味は、大規模なニュアンスになるので、文章的に言って、大小さまざまなリスクミをやりますという文章の方がわかりやすいのではと思います。もう少し文章をわかりやすくしたほうがいいかなという提案です。

【大屋部会長】 事務局、お願いいたします。

【田崎食品監視課長】 事務局といたしましては、「様々な機会」というのが会議の大小にかかわらず一堂に会してと考えました。小規模、小さなリスクミ会議、打合せ会議等々、クローズなものも含まれていると考えます。

いずれも、一堂に会してということには変わりはないので、原文のまま生かさせていただきました。もし、小島委員から、具体的な修正文言等のご意見があれば、頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

【小島委員】 二人以上集まれば、どれも一堂に会してという意味だったら、それは確かにそうかもしれないですね。ただ、一堂に会してといえ、一般的に言うと、やっぱり大規模なイメージがどうしてもつきまといますね。小規模なコミュニケーションや体験型セミナーもやったりしたほうがいいんじゃないかという意味ならば、そのニュアンスが伝わるような文章にしたほうがいいと思います。これだと、ちょっとその意味が伝わらないんじゃないかと思います。

【田崎食品監視課長】 わかりました。逆に、「一堂に会して行う」というのをなくして、「機会を通じて、情報や意見交換を」とするのは、いかがでございましょうか。

【小島委員】 そうですね。どっちかというなら、「小規模リスクコミュニケーションも含めた様々な機会を通じて、情報や意見交換の場」と。「一堂に会して」をなくしたほうが素直に伝わります。

【大屋部会長】 よろしいですか。言われている内容は同じかと思えます。表現だけの問題のようですが。

【田崎食品監視課長】 イメージとしては、皆さん、ほかの委員の方もそういうイメージであれば、ここは削除するという形のほうがよろしいかと思えますけど、いかがですか。

【大屋部会長】 廣瀬委員、お願いいたします。

【廣瀬委員】 全く同じことを考えていました。その「一堂に会して」というのは、非常にひっかかる言葉なので、むしろないほうが、いろんな機会を捉えてという中には、小規模のもあれば、様々な機会ですよね、それは大がかりなものもあるでしょうし、余り制限されなくていいかなという感じで受けとめていましたけど。

【田崎食品監視課長】 それでは、この文を削除させていただいて、「事業者及び行政が様々な機会を通じて、情報や意見交換の場を一層充実させ実施していく。」という形に直させていただきますが、よろしいでしょうか。

【大屋部会長】 具体的な提案をいただきましたが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大屋部会長】 では、そのように修正願います。

【田崎食品監視課長】 ありがとうございます。

【大屋部会長】 ほかにございますか。

佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 ありがとうございます。私は、この間から疑問に感じていたことですが、この間は部会ではなかったもので、質問いたしませんでした。資料2の5ページです。食品照射のことで、意見に対する考え方の文末に「監視指導を徹底していくべきと考えます」と、まとまっておりますけれども、実は7月17日の産経新聞にいわゆる例の自主回収、そしてその小見出しに、安全でなく行政上の問題というふうに書いてあります。これはどういうことかといいますと、いわゆる諸外国ではいいのに日本ではだめ、日本の行政では安全ではなくて、要するに行政上の問題で、それはいわゆるジャガイモの芽だけしかだめですよ、ということになっているようです。

こういう記事をごらんになって、文末にありますような「監視指導を徹底していくべきと考えます」と、行政上の問題で規制していることを記事にするのも、言論の自由ですから許されていていいと思えますけれども、監視指導を徹底するということが、指導はされているのでしょうかということをお聞きしたいと思えます。

【大屋部会長】 事務局お願いします。

【田崎食品監視課長】 諸外国で認められているが、日本の法体系の中で認められていないものについては、それなりのエビデンスが国や自治体での説明責任が必要と思えます。法律で規制されていれば我々は行政側であり、法の番人でもございしますの

で、それをきちんと徹底していくという立場でございます。

ちなみに、放射線照射食品以外にも、添加物など、諸外国で認められているけれども、日本では認められていないものがございます。国際間のハーモナイゼーションということが謳われているものの、各国の生活や文化等の違いがあり国の示す方向で対応させていただいております。

都の立場では監視指導を徹底していくという考え方でございます。

【佐々木委員】 わかりました。私がさらに突っ込んで申し上げたいのは、いわゆるここにはレバ刺し禁止を受ける形で、牛レバーへの照射が検討されているがというふうに書いてありますけど、これは正しいのですね。

【田崎食品監視課長】 これは、国の検討会の中で、今後検討すべき内容であろうと発言されておりますので、間違いはございません。

【佐々木委員】 ありがとうございます。私が最終的に申し上げたいことは、人の健康にかかわるものなので、余り大きなレベルで新聞に出されてしまうと、読者はいろんな形で自分の思いで読みますので、健康上の大きな問題につながるのではなかろうかという心配があるので、例えば、行政上の問題と書かれた場合には、安全は問題ないというふうに読み取れてしまいます。私はそういうところの文言上の責任と申しますか、それも監視指導の中身だろうと思うものですから、そんなことはできるのでしょうか、できないのでしょうか、ちょっときついですけど、質問させていただきます。

【大屋部会長】 お願いいたします。

【田崎食品監視課長】 メディアを含めて、様々なご意見があると思います。

我々の立場としては、様々な立場の方が利害関係者も含めて話し合っていくことが大切だと思います。また、そういった機会もまた必要だというふうに考えています。

一概にこれはだめですよと、これはよいですよと、線引きはなかなか難しいのかなとおもいますし、私どもは様々な意見を聞きお答えしていく立場と考えます。

例を挙げますと添加物の基準がありますけれども、基準が決まっています、それが少しでもオーバーしていれば違反になります。それは健康上の影響はないけれども、でも、やっぱり一定の基準は決めていかないといけないのが一つ基準の考え方でもあり、そこは事業者の方に対しても、消費者の方に対しても、我々が一定の説明責任を負っていますし、それはまた広い意味で、国とか、いろんな関係者と今後も議論していかなくちゃいけない内容であると思います。

私どもの立場としては、リスコミによる相互理解と法の番人の役割として監視指導を徹底していきたいと考えております。

【大屋部会長】 ほかにございますか。

矢野委員、どうぞ。

【矢野委員】 3点ほどあります。

1点目は、先ほど小島委員から出された部分なんですけど、7ページの修正がありました。同じく25ページも同様の文言で関係します。同じ修正をお願いしたいのと、あわせて、16ページです。ここもまさに施策の柱を具体化した部分で、32番がリスクコミュニケーションに該当する部分なんですけど、ここでは食の安全都民

フォーラム、これが一番大きなリスコミの場として、ずっと毎年行われていますけど、ここで「など」と書いてあるから、今回、さまざまな機会を通じて、リスコミを充実させていくんだということはありますが、これが今後の具体的計画に入りますので、32番も、例えば、食の安全都民フォーラムを初めとする様々な機会と書いてあると、実際に、計画の具体化のときに、今後6年間、そういった様々な場をつくり上げていくんだと安心できると思いますか。というのは、食の安全都民フォーラムは毎年行われているんですけど、クローズドのは結局、去年はなかったですね。一去年はあったんですけど。だから、そのあたり、消極性を感じておりましたので、今後の6年間のところで、さまざまな場で積極的にリスコミをやるんだということを文言にきちんと入れ込んだ上で、展開してほしいと。32番にも、「様々」をいれていただきたい。それが1点目です。

それから、2点目は、資料3にありました12ページの13番です。修正が入りましたトータルダイエツトスタディという言葉は、私は余りなじみがなかったものですから、ぜひ、これは今度の参考資料の専門用語のところに掲載していただきたいというのが2点目です。

それから、3点目は、食品に関係するのではないんですけど、デング熱とか、それから食品関係では、今日のホームページにアップされていたのは食中毒で腸チフス菌とかありましたけど、今までの状況ではなくて、想定外なのか、それから、ある意味では、地球温暖化の中で亜熱帯化が進んできているという声もありますし、今後、6年間のところに、さらに環境変化がさまざま生じてくる中で、オリンピックも迎えるに当たって、諸外国の方たちの出入りが今後も頻繁になるでしょうから、よりこれまで予期されぬようなことが食品の関連でも起こり得るのが、今回の様々な施策のところで、どうにか対応できるのかどうか、これはこの柱で対応できますよというのが、その辺がわかるといいかなと思うんですけど。ちょっと漠然とした意見で申しわけないですが、よろしくお願いします。

【大屋部会長】 事務局お願いします。

【田崎食品監視課長】 三つご質問をご要望も含めて頂戴いたしましたが、1番目のリスコミにつきましては、表現を「様々な機会」というのを入れさせていただきたいと思います。

それから、2番目のトータルダイエツトスタディにつきましては、これも専門用語として新たに入れましたので、事務局としては、予定させていただいておりますが、説明を加えさせていただきたいと思います。

それから、最後のチフス菌による食中毒ということでございますけど、デング熱とか地球温暖化に関連したというところでございますが、チフス菌による食中毒事例につきましては、直接は環境の大きな変化に影響するものではないと、事務局では考えています。

従って、想定内でありまして、不衛生な取り扱いをすることによって、汚染された食品を食べたことによる食中毒です。基本的には、これまでの既知の食中毒菌や食品媒介感染症と大きく変わることはないと考えております。

ただ、委員のおっしゃったとおり、今後、様々な食品・輸入品を媒介する食品事故

も想定されますので今後とも推進計画の対策の中できちんと対応していきたいと存じます。

今回は推進計画でございますので、個別な案件についての記載はありませんけれども、きめ細かく対応させていただければと考えております。

以上でございます。

【大屋部会長】 矢野委員、よろしいですか。では、小島委員、お願いします。

【小島委員】 この前の審議会に出た意見と、パブリックコメントに出てきた意見をどこまで答申内容に反映させるのかという問題です。ちょっと気になるのは、例えば、放射線の照射食品も明記していただきたいという意見が、この前の審議会でも出ましたよね。パブリックコメントでも同様の意見が出ていて、資料1の3ページをざらんになるとわかるんですけど、それを明記していただきたいという意見が出ています。これに対して、都は、照射の有無については、最終的には輸入業者への確認が必要となることから、効果的・効率的な検査を行うには、結局、自主衛生管理の推進が必要だというふうに説明しています。自主的な管理が必要だということは、当然のことで、これは遺伝子組換え作物にも、ほかの残留農薬の話にもみなあてはまります。つまり、この説明では、明記しない理由にはなっていないと思います。私個人は、放射線を当てること自体は別に問題ないと思っています。ただ、市民団体の調査で照射の事実が分かり、この種の問題はこれからも起きるような気がしています。その意味からも、私は明記したほうがよいと考えています。どういう理由で明記しないのか、もうちょっと踏み込んだ理由が聞きたいところです。

【大屋部会長】 事務局お願いします。

【田崎食品監視課長】 具体的な検査項目の中で、例えば残留農薬とか、あるいはカビ毒とかの課題がございます。

実質的には残留農薬とカビ毒を比べてみると、直接的な健康影響という点、カビ毒のほうが圧倒的に多い話なんですけど、そういった整理はここではされていないです。

遺伝子組換え食品についても、国が認めていないものについてのチェックを東京都がやっているわけです。きちんとした科学的根拠がしっかりしたものについて実施していると。例えば、食品添加物とか、そういったものもございます。ですので、ここに全て書き込む必要性は少ないと考えます。というのが1点です。

それから、実際に、比べてしまうのはよくないかもしれないんですけども、どんな国でもカビ毒のリスクというのは非常に高いので、こういったものは優先的に書かせていただいて、国である程度認められていると言ったら語弊があるかもしれないですけども、強い放射線照射行為がなければ、放射性物質生成は無いことは間違いありません。実際に、きちんと管理しているところから輸入されているところもあり、リスクのレベル感として、比較的低いのかなというイメージもあります。ただ、オーダーとして、こういった形で追記していただきたいというのがあるので、そこをどういうふうに判断していくかというところでございます。

事務局としては、むしろこういった検査で明確にならないようなものについては、自主管理で事業者に対して徹底して指導を進めることによって、より効果的な対応ができるということを鑑みて、放射線照射の検査についてという項目は改めて載せなか

ったというのが理由でございます。

【大屋部会長】 今の照射食品に関する質問で、具体的にその重要性の問題と、それから検査で明確にできないということが記載しない理由だということですが、これに関しては、ほかの方、意見はございますか。

【森田委員】 今のご説明に納得しました。というのは、例えばカビ毒、残留農薬とか、きちんと検査方法が確立されて結果が出てきて、それに対してきちんと再発防止とかそういう対策が求められるものがある一方で、この照射食品の場合は、検出方法が明確に確立されているかということがあります。それをわざわざ都としてその検査を強化することを書き込むと、幾つもある取り組みの中で取りだして強化することが妥当かどうか。もちろん、違反品が流通することは問題ではあるのですが、いろいろな食品のリスクの順番の優先順位ということを考えて、その判断でいいのではないかなというふうには思います。

【大屋部会長】 ほかにご意見のある方、いらっしゃいますか。
(「なし」の声あり)

【大屋部会長】 もしないようでしたら、小島委員、今の森田委員のご意見を含めて、いかがでしょうか。

【小島委員】 個人的には、組み換え作物だって明記しなくてよいと思っているくらいですが、ただ、明記すべきだといういろんな意見が出た中で、都がなぜ明記しないのか、この原案の説明では、あまり説得力が感じられなということです。もっとはっきりとリスクの優先順位が低いなら低いという文言で書けば、すっきりします。この言い方だと曖昧にも見えるのです。

もう一つ、例えば、基本11の中で、パブリックコメントにもあったように、ノロウイルスもなぜ入れないのかと書いてありますよね。なぜサルモネラが明記されていて、ノロウイルスがないのかという疑問です。ノロウイルスはあってもいいのかなと思うくらいです。なぜかという、答申の2ページに、大規模な食中毒がノロウイルスで起こっていると書いてありますね。それなら、基本11にも、ノロウイルスが出てきてもよいのではと思います、ちょっと不思議なんですけど。

【大屋部会長】 事務局、お願いします。

【田崎食品監視課長】 2点ほどありまして、今の小島委員のお話、先ほどの理由については、ちょっと曖昧になっているというところがありますので、文章は少しまた事務局で考えさせていただければと考えます。

それから、2点目、ノロウイルスにつきましては、資料の第2節の5ページ、課題というところで、施策の柱、一番初めに挙げさせていただいて、ノロウイルスとかカンピロバクターの食中毒が発生していると。個別に課題として方向性を示させていただいて、特にノロウイルスは1件当たりの患者数が最も多いということで、総論として、きちんと対応していくと、ここには書かせていただいております。

【小島委員】 わかりました。それだったら、今のご意見に対する考え方の中にも、入っていたほうがいいです。この文章だと、余り重要じゃないみたいにもとれてしまうので。要するに、総論で、きちんと書いてあるということですね。了解しました。

【田崎食品監視課長】 わかりました。文書を修正して入れさせていただきます。

【大屋部会長】 それでは、小島委員の今の意見も含めた修正をよろしくお願ひします。

ほかにございますか。よろしいですか。

【森田委員】 1点質問なんですけれども、今回、追記された13ページの危機管理マニュアル、一番下なんですけれども、「危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し必要に応じて指導を行う」とあるんですけれども、これは、先ほどのご説明ですと、パブコメ中のものを指すということになるのでしょうか。

【田崎食品監視課長】 この部分は、前回、審議会の山本委員から質問がありまして、実際に、こういった広域流通をしている時の危機管理対応というんですか、食品全般のディフェンスというものも含めた、事業者側が危機管理マニュアルを持っているのかどうか。そういったものについても、危機管理体制ができていくのかどうかを確認するものも事業者が持っているのかどうかチェックをきちんとすべきだろうということで、その意見を踏まえて、入れさせていただいております。

【森田委員】 それはわかるんですけれども、具体的な危機管理対応マニュアルのあり方という、例えば、ISO22000等をやっている人たちはISOの中にこれを盛り込んでいます。事業者の取組みの何をもって危機管理対応マニュアルというのか、わかりにくいのかなど思ったのです。これは、どんな手法でもいいということになるのでしょうか。

【田崎食品監視課長】 事業者の方がISOとかHACCPとか、そういったものを持っていけば、基本的にきちんと存在すること。一方、事業者の方が、形式的につくっているものもあるかもしれないので、そういったものが実際にどの程度のレベルのものであり、どの程度利用できるのかを確認していくということです。それで必ずしも十分でなければ「必要に応じて」、これは底上げという意味を含めて「必要に応じて行う」という書き方にさせていただいているところです。

【森田委員】 あえて具体的にするのはなくて、形式的な書類だけの場合もあるし、それから、そうじゃなくて全然ない場合もあるかもしれないし、それぞれ保健所の食品衛生監視員の方々が指導していくという理解でよろしいですか。

【田崎食品監視課長】 はい、おっしゃるとおりです。

【森田委員】 わかりました。

【泉谷委員】 今の森田委員の続きになってしまうんですが、恐らく「必要に応じて行う」の「必要」というところは、各保健所によって、あるいは行政によって、どの程度、ばらつくものなのかということが非常に気になります。恐らく、事業規模だとか内容だとか、例えば年商で100億、あるいは1,000億上げている企業さんの危機管理マニュアルと、年商1億以下のところでは違ってくると思いますので。このあたり、今後だろうと思うんですが、東京都として、各保健所ではばらつきがないような指導体制をしていくということでガイドライン等々、保健所さんの方々への指導マニュアルとか指導指針というんですか、より具体的なこういったものもつくられるのかなという期待をしておるんですけれども、そういう期待でよろしいでしょうか。

【大屋部会長】 事務局、お願いします。

【中村食品危機管理担当課長】 自主管理関係を担当しています中村と申します。

今のご質問なんですけれども、冒頭、事務局からもお話を申し上げましたが、今、フードディフェンスの考え方をいわゆる管理運営基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準に盛り込むように、国のほうでガイドラインを改正いたしまして、パブリックコメントをとっております。我々としては、やはり管理運営基準というのが最低ラインとっておりますので、今回、ガイドラインが正式に示されましたら、当然、管理運営基準の中に我々としては盛り込んでいき、それに基づきますマニュアルづくりとこのを事業者に求めていく、これが最低ラインだと思っております。

次に、私どもで自主管理認証制度という独自の認証制度を持っておりますので、それに基づきましても、こういった危機管理の部分が、その認証基準の中に盛り込まれておりますので、次のレベルとしては、それを目指して、認証をとっていただくように働きかけていく。そして、最終的には、ISOを初めとする国際規格の取得に取り組んでいただくと、こんなような段階で、それぞれのレベルに応じた指導を行っていきたくと考えております。

【大屋部会長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【大屋部会長】 ないようでしたら、これまでいろんな意見が出ましたけど、これまで出していただいた修正箇所あるいは修正点について、今、事務局で捉えているものを確認いただけるでしょうか。

【高橋食品安全担当係長】 それでは、本日、いただいたさまざまなご意見を踏まえまして、次の審議会に向けて、最終答申案をまとめていくに当たり、本日お示しました答申案に修正が必要な箇所を説明させていただきます。

まず本文では、リスクコミュニケーションの表現がご意見としてありました。「一堂に会して行う」というところでは、大規模なリスクコミュニケーションが想定されますので、大規模だけに限らないというような表現にするというところがございます。ここは7ページ、25ページと関連するところがございますので、事務局で、この答申の中で整合がとれるような形で、表現の文言の修正をしたいと考えています。また、答申では専門用語の語句説明をさせていただきたいと考えておりますが、その中で、新しく出てきた言葉、トータルダイエツトスタディというのもございますので、その文言につきましても、語句説明を参考資料として添付したいと考えております。本文は以上です。

資料1、資料2の関連では、まず、放射線照射食品に関することがあろうかと思えます。これは輸入食品対策にかかってくる場所ですけれども、例えば資料2でいきますと、5ページ目のご意見の8と9というところです。ここでは、なぜそれを推進計画に盛り込まないのかといった理由をもう少し明確にしたほうがいいのかというご意見いただいておりますので、ご意見に対する考え方(案)の表現をもう一度考えたいと思っております。

それと、前後してしまいますけれども、食中毒対策でノロウイルスといったものがございます。ここは、資料2の3ページ目の6番、一番下の行ですが、6ページに食中毒の発生動向及び原因調査の中で、ノロウイルスが原因として一番なので、その対

策もというところです。答申案でも既に課題としては捉えておりますが、このご意見に対する考え方の案の表現では、そこがまだもう少しわかりづらいというご意見をいただいておりますので、わかりやすい表現にさせていただきたいと思っております。

以上が修正を要する箇所と認識しております。この箇所につきましては、事務局で修正案を作成いたしまして、大屋部会長と最終的な文言を調整のうえ、10月の審議会に最終報告という形で提出させていただければと考えております。

以上です。

【大屋部会長】 修正箇所並びに修正した後、審議会に提出する資料として、私と調整しながらということで、ご了解いただけるでしょうか。

(「はい」の声あり)

【大屋部会長】 ありがとうございます。ご了解いただきました。

【廣瀬委員】 ちょっと話が遅れて申し訳ないです。さっきの放射線照射食品の話ですけれども、これから修正されるに当たって、ちょっと考えてみると、この放射線照射食品に対するいわゆる監視指導の手法というのは、どちらかというところ、遺伝子組換え食品も似たような形が想定されるのかなと思うんです。要するに、検査だけで直結で判断できないと。そこをどう埋めていくかというのは、遺伝子組換え食品も同じようなことをやっているはずなんです。だから、例示されたものが全て同じ監視指導手法でいく必要はないので、そこは切り分けというか、要するに例示と、手法はいろんな監視指導の手法があっていいわけです。ですから、そういう意味からすると、例えば、放射線照射食品が例示の中に入ってきたとしても、何ら差し支えないかなと思うんです。入れたほうがいい、入れないほうがいいという議論はちょっと別です。ただ、入れるのであるならば、そういう修正の仕方があるかなと思いましたが、ちょっと一言。

【田崎食品監視課長】 ありがとうございます。ただ、遺伝子組換え食品は、ご存じのとおり、いわゆる安全性未審査のものをチェックする体制は検査で確認できますので、これが一つと。あと委員のお話のとおり、JAS法というか、旧JAS法で求められている表示の関係で、組換え体がきちんと分別されているかいないかについては、検査だけで判別できないので、さかのぼり調査を行って確認を行っております。この二点は、若干違うとは思っておりますけれども、そういったことも含めて、ご意見として受け賜りたいと存じます。ありがとうございます。

【大屋部会長】 本部会は今日が最後になるのかなと思っておりますので、最後に何か、ご意見のある方はどうぞ。

【小島委員】 今の照射食品のことなんですけど、この間、見つかった大麦若葉に関して、都としては、独自にその後調査して、例えばほかにも見つかったとか、何か調査はしていらっしゃるんですか。

【田崎食品監視課長】 同じ系列のものについては、大体、調査は済んでおり、ほかには見つかっていないというところです。

ただ、東京都だけで関係するものじゃなくて、多くの関係自治体がございます。他の自治体で販売されて、そこでまた原材料を小麦粉とか、いろんなほかの食品素材と混ぜて、加工してカプセルにして出しているとか、複雑な販売形態・経路などいろん

なケースがあるので、東京都だけで完結できておりません。そのため調査に時間がかかっているところはございます。

ただ、その事業者からの原料輸入は既になく、その事業者からの原料の供給は今後はないことは間違いないので、再発防止はきちんとされていると報告を受けています。

【大屋部会長】 ほかにございますか。

【小島委員】 今の関連で。結局、そういう問題が起きたときに、ネガティブに捉えるか、ポジティブに捉えるかですね。例えば、未承認のものが入ってきたときに、これだけありましたよという情報だけだとネガティブになりがちです。しかし、世界中のほかの国の多くは照射を認めているのに、日本だけは認めていませんよ、なぜでしょうかという問題提起もあるのではと思います。ただ単に、見つかりましたというと、何か否定的なイメージになっちゃいますよね。だから、できるだけ肯定的なイメージになるよう、未承認問題をきっかけにして、都が世界ではこうなっているんですよという積極的な情報発信をしてほしいということです。これは私の意見です。

【田崎食品監視課長】 ありがとうございます。リスクミという観点から、非常に重要なテーマだと思います。

【大屋部会長】 貴重な提案どうもありがとうございます。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【大屋部会長】 ないようでしたら、以上で、予定されていた議事は全て終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございます。拙劣な議事進行役にもかかわらず、皆様の協力を賜りまして、進行役の任を曲がりなりにも終了できましたことを改めて皆様にお礼申し上げ、進行を事務局にお返しいたします。

【田崎食品監視課長】 大屋部会長、議事進行どうもありがとうございました。

最後に、健康安全部を代表しまして、部長の仁科からご挨拶させていただきたいと思っております。

【仁科食品医薬品安全担当部長】 仁科でございます。

ただいまお話がありましたように、議会の関係で遅れてしまいまして、まことに申しわけありませんでした。本来でしたら、健康安全部長の中谷から皆様にご挨拶するところでございますが、代わりまして、私からご挨拶させていただきます。

本日は、本当に大変熱心にご討議をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、3月28日の平成25年度第5回検討部会から4回にわたり、東京都食品安全推進計画の改定につきまして、ご審議をいただき、また、答申案をまとめていただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。本検討部会で取りまとめました答申案につきましては、10月に予定しております審議会にご報告をいただき、答申としてご了解を頂戴したいと考えております。今後は、この検討部会でお示しいただいた方向性に沿って、都民、食品関係事業者、行政などの関係者が協働・連携いたしまして、行動する指針となりますよう、新たな計画を策定していきたいと考えております。

今後とも、都における食品安全施策の充実・発展に変わらぬご協力をお願い申し上げます。本日は、本当にありがとうございました。

【田崎食品監視課長】 それでは、これで閉会とさせていただきます。お忙しい中、まことにありがとうございました。

午後 3 時 3 1 分閉会